

公有財産売払公告

公有財産（自動車）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 10 月 30 日

生駒市長 小紫 雅史

1 一般競争入札に付する物件

以下の物品を個別に入札に付し、各々売払う。

（自動車）

物件番号	財産名称	登録	排気量(L)	走行距離(km)	予定価格(円)	入札保証金(円)
R8-2	三菱 消防ポンプ自動車	H15	5.24	52,925	300,000	30,000

※予定価格とは、あらかじめ生駒市が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者いずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 日本語を完全に理解できること。
- (3) 生駒市が定めるガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守できること。
- (4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していること。
- (5) 3 によりあらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3 一般競争入札の参加申し込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加申し込みなど一連の手続きを行うこと。

(1) 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行うこと。

仮申し込み締切日：令和 8 年 11 月 17 日（火）午後 2 時まで

(2) 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、生駒市ホームページ「公有財産売却」から「公有財産売却一般競争入札参加申込書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類を添付のうえ、下記の提出先へ令和 8 年 11 月 17 日（火）午後 5 時までに郵送または持参すること。（郵送の場合は、令和 8 年 11 月 17 日（火）の消印有効）

※添付書類

住民票の写し（法人の場合は商業登録簿謄本の写し）、印鑑証明書の写し、免許証のコピー、パスポートのコピーのうちいずれか 1 通

●書類の提出先

〒630-0252 奈良県生駒市山崎町 4 番 10 号
生駒市消防本部 警防課「官公庁オークション担当」宛

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 生駒市消防本部（奈良県生駒市山崎町 4 番 10 号）
- (2) 期間 令和 8 年 12 月 1 日（火）午後 1 時から
令和 8 年 12 月 8 日（火）午後 1 時まで

5 入札説明書（生駒市インターネット公有財産売却ガイドライン）を交付する場所及び期間
4 の(1)及び(2)に同じ

6 下見会（車両見学会）を行う場所及び日時

下見会（車両見学会）を希望する場合は、11 月 16 日（月）午後 3 時までに電話にて下記連絡先に申し込みをすること（土曜、日曜、祝日を除く）。なお、下見会以外の見学には対応できません。

物件番号	日時	展示場所	連絡先
R8-2	令和 8 年 11 月 17 日（火） 午前 10 時～正午	奈良県生駒市北大和 4 丁目 22 番地 6	生駒市消防本部警防課 0743-73-0119

7 一般競争入札等の場所及び日時

- (1) 場所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上
- (2) 入札期間 令和 8 年 12 月 1 日（火） 午後 1 時から
令和 8 年 12 月 8 日（火） 午後 1 時まで
- (3) 開札 令和 8 年 12 月 8 日（火） 午後 1 時以降

8 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵便による入札書の提出は認めない。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、生駒市が定めた入札保証金を入札に参加しようとする者名義のクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付する。

10 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、令和 8 年 12 月 15 日（火）午後 5 時 15 分までに契約を締結し、同時に生駒市が定

めた契約保証金を納付しなければならない。

11 売払い代金の納付

契約を締結した者は、令和 8 年 12 月 22 日（火）午後 2 時 30 分までに、生駒市が指定する口座に銀行振込により当該契約に係る売払い代金を納付しなければならない。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書（生駒市インターネット公有財産売却ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

13 落札者の決定の方法

入札期間終了後、生駒市は開札を行い売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID を落札者の氏名（名称）とみなす。

14 その他

（1）売却財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あり、十分理解した上で入札すること。また、生駒市は、契約不適合責任を負わない。

（2）引き渡しに関する費用や登録費用は、すべて落札者の負担とする。

（3）入札及び契約に関する事務を担当する課

物件番号 R8-2

生駒市消防本部警防課

電話：0743-73-0119（内 430）

（4）契約書作成の要否 要